



# 自家発ゼミナール ⑦

## 自家発電設備に関する危険物規制 (その2)

Q1

貯蔵又は取扱う危険物の量が指定数量以上になると、危険物施設として市町村長等の許可を受けることが必要ですが、複数の品目の指定数量に満たない危険物を同一場所で貯蔵又は取扱う場合、どのような規制を受けることになりますか。

A1

危険物の貯蔵又は取扱いにおいて、危険物規制を受けるかどうかを判定する計算方法について紹介します。

### 1. 1品目の危険物を貯蔵又は取扱う場合

$$\frac{\text{貯蔵・取扱う危険物の数量}}{\text{指定数量}} = \text{倍数}$$

倍数が1以上なら危険物施設となる。

(例1) 指定数量200ℓのガソリンを2,000ℓ貯蔵又は取扱う場合

$$\frac{2,000}{200} = 10$$

指定数量の倍数が10であるから、危険物施設として法により規制される。

(例2) 指定数量1,000ℓの灯油を500ℓ貯蔵又は取扱う場合

$$\frac{500}{1,000} = 0.5$$

指定の倍数が1未満であるから、少量危険物貯蔵取扱所として市町村の条例により規制される。

### 2. 複数の品目(A、B、C)の指定数量に満たない危険物を、同一場所で貯蔵又は取扱う場合(Q1の答え)

$$\frac{\text{Aの貯蔵・取扱量}}{\text{Aの指定数量}} + \frac{\text{Bの貯蔵・取扱量}}{\text{Bの指定数量}} + \frac{\text{Cの貯蔵・取扱量}}{\text{Cの指定数量}} = \text{倍数}$$

● 倍数が1以上の場合、当該場所は指定数量以上の危険物を貯蔵又は取扱う施設とみなされる。

(例) A(ガソリン100ℓ)、B(灯油400ℓ)、C(重油500ℓ)を貯蔵又は取扱う場合

$$\frac{100}{200} + \frac{400}{1,000} + \frac{500}{2,000} = 1.15 \geq 1$$

指定数量の1.15倍を貯蔵・取扱うことになるので、危険物施設としての規制を受ける。

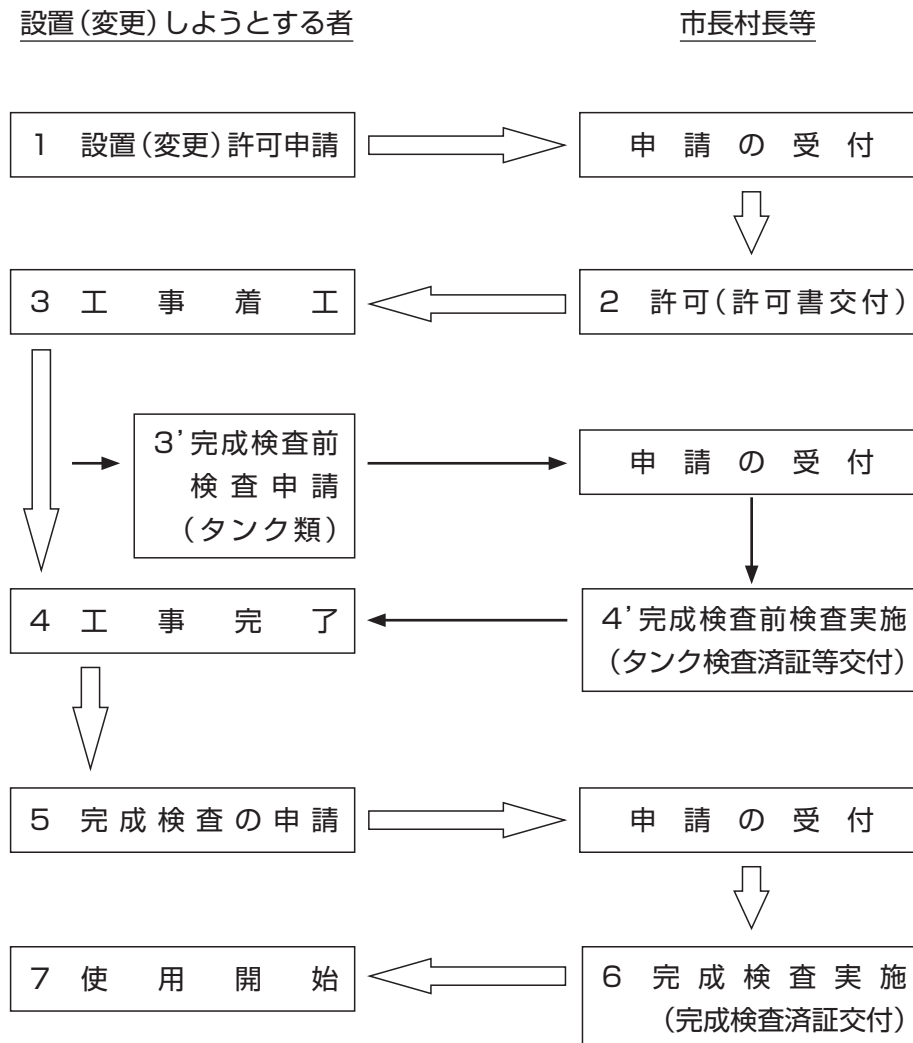
**Q2**

自家発電設備の主燃料タンクは、一般に指定数量以上の容量となることが多く、設置する場合は危険物施設として規制を受けますが、この設置に関する手続き関係について教えてください。

**A2**

自家発電設備の主燃料タンク（屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所）の設置許可申請から使用開始までは、おおむね次の手続きが必要です。

申請から使用開始までの手続き



注：上図の → の手続きについて

- ・設置（変更）の許可を受けた液体の危険物を貯蔵・取扱うタンクの設置（変更）工事を行う場合は、その工事の工程ごとに市町村長等が行う検査を受けなければならない、この検査のことを完成検査前検査という。
- ・完成検査前検査を受けて、技術上の基準に適合していると認められなければ完成検査は受けられない。